

○児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日付け雇児発第0502001号）新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができていない状況がある。</p> <p>また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たさせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。</p> <p>さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。</p> <p>このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもの安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のため体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、3（2）①、13、15並びに17については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県及び指定都市とし、1（2）⑧については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区とし、8から10までについては、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、19及び20については、都道府県等及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区を含む。）（19に関して市が</p>	<p style="text-align: center;">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができていない状況がある。</p> <p>また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たさせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。</p> <p>さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。</p> <p>このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもの安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のため体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、3（2）①、13、15並びに17については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県及び指定都市とし、1（2）⑧については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区とし、8から10まで並びに21については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、19及び20については、都道府県等及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区を含む。）（19に関して市が</p>

行う事務を他の地方公共団体（一部事務組合）に処理させる場合、当該地方公共団体を含む。）とする。
なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外託することができる。委託する際は、個人情報等の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

第3 事業内容

以下の1から2.1までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 児童虐待防止対策研修事業

(1) 趣旨

児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上及び子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容

- ① 児童福祉司任用前講習会等
ア 都道府県等は、児童福祉法第13条第3項第7号又は児童福祉法施行規則第6条第1.2号若しくは同条第1.3号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、児童福祉法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）を実施する。
イ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第7号から第1.1号まで及び同条第1.4号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（指定講習会）（以下「厚生労働大臣が定める講習会」という。）を実施する。
- ② 児童福祉司任用後研修
都道府県等は、児童福祉司を対象として、児童福祉法第13条第9項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。ただし、③に掲げる研修を除く。）を実施する。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修
都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）に任用予定の者を対象として、児童福祉法第13条第6項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。）を実施する。
- ④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修
都道府県等は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に配置される調整担当者を対象として、児童福祉法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）を実施する。

他の地方公共団体（一部事務組合）に処理させる場合、当該地方公共団体を含む。）とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外託することができる。委託する際は、個人情報等の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

第3 事業内容

以下の1から2.0までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 児童虐待防止対策研修事業

(1) 趣旨

児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上及び子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容

- ① 児童福祉司任用前講習会等
ア 都道府県等は、児童福祉法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則第6条第1.1号若しくは同条第1.2号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、児童福祉法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）を実施する。
イ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第6条第6号から第1.0号まで及び同条第1.3号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（指定講習会）（以下「厚生労働大臣が定める講習会」という。）を実施する。
- ② 児童福祉司任用後研修
都道府県等は、児童福祉司を対象として、児童福祉法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。ただし、③に掲げる研修を除く。）を実施する。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修
都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、児童福祉法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。ただし、②に掲げる研修を除く。）を実施する。
- ④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修
都道府県等は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に配置される調整担当者を対象として、児童福祉法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）を実施する。

⑤ 児童相談所長研修
 都道府県等は、児童相談所長を対象として、児童福祉法第12条の第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童相談所長研修」という。）を実施する。

⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業
 ア 協力体制整備
 （ア）都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
 （イ）都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。

イ 専門家の養成等
 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。

ウ 未成年後見制度研修
 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業
 ア 都道府県等又は市町村は、①～⑤に規定する研修のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任研修や現任研修等を企画し、実施する。**なお、一時保護所職員向けの研修を企画し、実施する場合、国庫補助における基準額の加算の対象となる。**

イ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等（①及び⑤に規定する研修を含む。）への参加を促進する。

⑧ 医療機関従事者研修
 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医師（小児科医、精神科医、産婦人科医、法医学者（監察医、解剖医を含む。）等）、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、保健師、助産師、看護師等（以下「医療機関従事者」という。）を対象として、児童虐待に関する研修を実施する。

⑨ 研修専任コーディネーターの配置
 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。

(3) 実施方法

⑤ 児童相談所長研修
 都道府県等は、児童相談所長を対象として、児童福祉法第12条の第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童相談所長研修」という。）を実施する。

⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業
 ア 協力体制整備
 （ア）都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
 （イ）都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。

イ 専門家の養成等
 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。

ウ 未成年後見制度研修
 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業
 ア 都道府県等又は市町村は、①～⑤に規定する研修のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任研修や現任研修等を企画し、実施する。

イ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等（①及び⑤に規定する研修を含む。）への参加を促進する。

⑧ 医療機関従事者研修
 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医師（小児科医、精神科医、産婦人科医、法医学者（監察医、解剖医を含む。）等）、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、保健師、助産師、看護師等（以下「医療機関従事者」という。）を対象として、児童虐待に関する研修を実施する。

⑨ 研修専任コーディネーターの配置
 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。

(3) 実施方法

① 児童福祉司任用前講習会等
 ア 児童福祉司任用前講習会は、「児童福祉法第十三条第三項第七号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成29年厚生労働省告示第130号）及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施について」（平成29年3月31日付雇発03第1号）及び「児童福祉司任用前講習会」の研修等について、以下「児童福祉司等の研修等の実施について」という。）で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)①アに規定する者以外の者が受講することも可能である。特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
 イ 厚生労働大臣が定める講習会
 厚生労働大臣が定める講習会は、「児童福祉法施行規則第六条第七号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、市町村の職員も受講可能であることから、講習会の内容は市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。
 ウ 留意事項
 児童福祉司任用前講習会及び厚生労働大臣が定める講習会の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。
 児童福祉司任用後研修
 児童福祉司任用後研修は、「児童福祉法第十三条第六項及び第九項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第131号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)②に規定する者以外の者が受講することも可能であること。
 ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修
 児童福祉司スーパーバイザー研修は、「児童福祉法第十三条第六項及び第九項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第131号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員の専門性の向上を図るため、(2)③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。
 ④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修
 調整担当者研修は、「児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働

① 児童福祉司任用前講習会等
 ア 児童福祉司任用前講習会は、「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成29年厚生労働省告示第130号）及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施について」（平成29年3月31日付雇発03第1号）及び「児童福祉司任用前講習会」の研修等について、以下「児童福祉司等の研修等の実施について」という。）で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)①アに規定する者以外の者が受講することも可能である。特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
 イ 厚生労働大臣が定める講習会
 厚生労働大臣が定める講習会は、「児童福祉法施行規則第六条第六号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、市町村の職員も受講可能であることから、講習会の内容は市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。
 ウ 留意事項
 児童福祉司任用前講習会及び厚生労働大臣が定める講習会の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。
 児童福祉司任用後研修
 児童福祉司任用後研修は、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第131号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)②に規定する者以外の者が受講することも可能であること。
 ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修
 児童福祉司スーパーバイザー研修は、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年厚生労働省告示第131号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。
 なお、児童相談所職員の専門性の向上を図るため、(2)③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。
 ④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修
 調整担当者研修は、「児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働

大臣が定める基準」(平成29年厚生労働省告示第132号)及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)④に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

⑤ 児童相談所長研修

児童相談所長研修は、「児童福祉法第十二の三第三項の厚生労働大臣が定める基準」(平成17年厚生労働省告示第43号)で示されている内容に沿って実施されるものであること。

⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

(ア) 児童虐待等に関する専門研修

- a 児童相談所長は、研修を企画・実施すること。
- b 児童相談所長及び市町村長は、主任児童委員等に対し、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。
- c 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。
- d 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。
- e 児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研修受講者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けると。

(イ) 人材の登録

- a 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。
- b 児童相談所長は、地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに、市町村の広報等により住民に周知を図ること。
- c 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。
- d 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。

イ 専門家の養成等

(ア) 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。

(イ) マニユアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定に当たっては、相談実務に精通した者等を含むこ

大臣が定める基準」(平成29年厚生労働省告示第132号)及び「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、(2)④に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

⑤ 児童相談所長研修

児童相談所長研修は、「児童福祉法第十二の三第三項の厚生労働大臣が定める基準」(平成17年厚生労働省告示第43号)で示されている内容に沿って実施されるものであること。

⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

(ア) 児童虐待等に関する専門研修

- a 児童相談所長は、研修を企画・実施すること。
- b 児童相談所長及び市町村長は、主任児童委員等に対し、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。
- c 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。
- d 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。
- e 児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研修受講者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けると。

(イ) 人材の登録

- a 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。
- b 児童相談所長は、地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに、市町村の広報等により住民に周知を図ること。
- c 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。
- d 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。

イ 専門家の養成等

(ア) 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。

(イ) マニユアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定に当たっては、相談実務に精通した者等を含むこ

と。

(ウ) 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。

(エ) マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

ウ 未成年後見制度研修

(ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。

(イ) 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

ア 実施基準

(ア) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。

(イ) 研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。

イ 研修の内容

(ア) 研修の内容には、(2) ⑥イのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。

(イ) 児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されている内容に沿ったものであること。

(ウ) 加算の対象となる一時保護所職員に向けた研修はその他の職員が参加することを妨げないが、研修内容は一時保護所での業務の質の向上に資するものであること。

⑧ 医療機関従事者研修

ア 地域の医療機関従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えらるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図ること。

イ 都道府県等、中核市又は特別区は、総合病院に限らず診療所や歯科診療所等の医療機関従事者に対しても研修を実施すること。

ウ 研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等の幅広い診療科の医師等を対象とすること。

エ 研修の講師は、児童相談所や市町村において児童虐待対応を行っている職員等の児童虐待対策の幅広い知識を有している者を充てること。

⑨ 研修専任コーディネーターの配置

ア 都道府県等において、非常勤の研修専任コーディネーターを配置し、研修等を円滑に実施する体制を確保すること。

イ 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行うこと。

ウ 研修専任コーディネーターは、イの事務を適切に行うことができ

と。

(ウ) 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。

(エ) マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

ウ 未成年後見制度研修

(ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。

(イ) 児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

ア 実施基準

(ア) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。

(イ) 研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。

イ 研修の内容

(ア) 研修の内容には、(2) ⑥イのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。

(イ) 児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されている内容に沿ったものであること。

⑧ 医療機関従事者研修

ア 地域の医療機関従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えらるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図ること。

イ 都道府県等、中核市又は特別区は、総合病院に限らず診療所や歯科診療所等の医療機関従事者に対しても研修を実施すること。

ウ 研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等の幅広い診療科の医師等を対象とすること。

エ 研修の講師は、児童相談所や市町村において児童虐待対応を行っている職員等の児童虐待対策の幅広い知識を有している者を充てること。

⑨ 研修専任コーディネーターの配置

ア 都道府県等において、非常勤の研修専任コーディネーターを配置し、研修等を円滑に実施する体制を確保すること。

イ 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行うこと。

ウ 研修専任コーディネーターは、イの事務を適切に行うことができ

者であること。
工 都道府県等は、研修専任コーディネーターの配置に代えて、研修専任コーディネーターが行う事務全般を適切な団体に委託することができること。

(4) 留意事項

ア 「児童福祉司等の研修等の実施について」10(6)に定める市又は区が実施する児童福祉司任用前講習会又は厚生労働大臣が定める講習会については、(2)①に掲げる事業の対象となるものであること。

イ 「児童福祉司等の研修等の実施について」10(6)に定める市又は区が実施する児童福祉司スーパーバイザー研修については、(2)③に掲げる事業の対象となるものであること。

ウ (2)①～⑤に掲げる事業については、他の都道府県等が開催した研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。

エ (2)⑥～⑧に掲げる事業については、地域の実情に応じ、合わせて実施することができる。

2 保護者指導・カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。

(2) 事業内容

① 保護者指導支援員の配置
児童相談所において、児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者(以下「保護者指導支援員」という。)を配置する。

② 保護者指導支援カウンセリング事業
保護者指導支援員の配置又は保護者指導に関する業務の民間団体への委託により、個々の子どもや家族の状況に応じて、次に掲げる取組を実施すること。なお、全ての取組を実施することが必須となるものではない。

i 保護者指導支援カウンセリング

者であること。

工 都道府県等は、研修専任コーディネーターの配置に代えて、研修専任コーディネーターが行う事務全般を適切な団体に委託することができること。

(4) 留意事項

ア 「児童福祉司等の研修等の実施について」10(6)に定める市又は区が実施する児童福祉司任用前講習会又は厚生労働大臣が定める講習会については、(2)①に掲げる事業の対象となるものであること。

イ 「令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について」(令和3年8月27日家発0827第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)の2に定める市又は区が実施するSV任用後研修については、(2)③に掲げる事業の対象となるものであること。

ウ (2)⑥～⑧に掲げる事業については、地域の実情に応じ、合わせて実施することができる。

エ (2)①～⑤に掲げる事業については、他の都道府県等が開催した研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。

2 保護者指導・カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。

(2) 事業内容

① 保護者指導支援員の配置
児童相談所において、児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者(以下「保護者指導支援員」という。)を配置する。

② 保護者指導支援カウンセリング事業
保護者指導支援員の配置又は保護者指導に関する業務の民間団体への委託により、個々の子どもや家族の状況に応じて、次に掲げる取組を実施すること。なお、全ての取組を実施することが必須となるものではない。

i 保護者指導支援カウンセリング

児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図る。
なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等との契約の締結又は申し合わせ等により実施すること。

ii 家族療法事業
本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。

iii ファミリーグループカンファレンス事業
保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。

iv 宿泊型事業
一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。
③ 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業
児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

(3) 実施方法

① 保護者指導支援カウンセリング事業
ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。

イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。

ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。
エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委託することができる。

オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。

児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図る。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等との契約の締結又は申し合わせ等により実施すること。

ii 家族療法事業
本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。

iii ファミリーグループカンファレンス事業
保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。

iv 宿泊型事業
一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。
③ 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業
児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

(3) 実施方法

① 保護者指導支援カウンセリング事業
ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。

イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。

ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。
エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委託することができる。

オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。
 (ウ) 援助方針会議で保護者に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ療法を担当する職員に対し適宜助言を行うこと。
 保護者に対するカウンセリング等を行うこと。
 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。

② 家族療法事業

ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。

イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。

ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア (2) ③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。
 イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなって討議やピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであつて、親子関係の再構築や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

イ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施する。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

ウ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

⑤ 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

児童相談所又は一時保護所の職員が民間団体が行う研修会等に参加

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。

(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。

保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。

② 家族療法事業

ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。

イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。

ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア (2) ③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。
 イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなって討議やピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであつて、親子関係の再構築や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

イ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施する。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

ウ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

⑤ 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

児童相談所又は一時保護所の職員が民間団体が行う研修会等に参加

し、保護者指導に関するプログラムを実施するために必要な資格（修了証が発行されるものなど、資格に準ずるものを含む。）を取得すること。なお、資格の取得に複数年度要する場合であっても、継続して研修会等に参加している場合は対象とする。

(4) 留意事項

- ① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有を図り、効果的な対応の確保に努めること。
- ② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。
- ③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。
- ④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2)②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。
- ⑤ 外部委託する場合には、上記①、②に掲げる留意事項に十分に留意するとともに、児童相談所と適切に連携し、その業務を遂行するのにかさわしいと考える者又は団体を選定すること。

3 医療的機能強化等事業

(1) 趣旨

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等(医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。)に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

以下の事業を選択し、実施する（複数実施も可能とする。）。

- ① 医療的機能強化事業

ア 対象者

児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関等からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。

イ 実施方法

し、保護者指導に関するプログラムを実施するために必要な資格（修了証が発行されるものなど、資格に準ずるものを含む。）を取得すること。なお、資格の取得に複数年度要する場合であっても、継続して研修会等に参加している場合は対象とする。

(4) 留意事項

- ① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有を図り、効果的な対応の確保に努めること。
- ② 本事業を実施するに際し、個人情報保護には十分留意すること。
- ③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。
- ④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2)②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。
- ⑤ 外部委託する場合には、上記①、②に掲げる留意事項に十分に留意するとともに、児童相談所と適切に連携し、その業務を遂行するのにかさわしいと考える者又は団体を選定すること。

3 医療的機能強化等事業

(1) 趣旨

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等(医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。)に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

以下の事業を選択し、実施する（複数実施も可能とする。）。

- ① 医療的機能強化事業

ア 対象者

児童相談所又は市町村で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関等からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。

イ 実施方法

(ア) 都道府県等又は市町村は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施する。

- i 医師を配置する。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の医師を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として医師を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。
- ii 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることでも可）し、契約の締結や申し合わせ等により実施するものとする。

(イ) 協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。

ア 児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

イ 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

ウ 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

エ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。

また、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

(2) 事業内容

(ア) 都道府県等又は市町村は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施する。

- i 医師を配置する。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の医師を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として医師を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。
- ii 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることでも可）し、契約の締結や申し合わせ等により実施するものとする。

(イ) 協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。

ア 児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

イ 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

ウ 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

エ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 児童福祉法第12条第3項の趣旨を踏まえ、弁護士の配置を促進し、常に児童相談所に配置することが望ましい。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の弁護士を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として弁護士を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。
- ③ 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
- ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
- イ 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- ④ 法的対応事務職員の役割は、③に掲げる弁護士の事務的、法的な業務を補助するものとする。

5 児童相談所体制整備事業

(1) 趣旨

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に對する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に際される体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図るものである。

(2) 事業内容

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365日体制対応協力員」という。）を配置する。
- ④ 医療連携支援コーナー設置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護した子どもの中には、外傷等の治

① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。

② 児童福祉法第12条第3項の趣旨を踏まえ、弁護士の配置を促進し、常に児童相談所に配置することが望ましい。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の弁護士を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として弁護士を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。

③ 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。

イ 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。

5 児童相談所体制整備事業

(1) 趣旨

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に對する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に際される体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図るものである。

(2) 事業内容

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365日体制対応協力員」という。）を配置する。
- ④ 医療連携支援コーナー設置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護した子どもの中には、外傷等の治

療を要するため、医療機関への委託一時保護を行う場合があり、このよ
うな場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との
間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図
るための職員等（以下「医療連携支援コーディネーター」）を配置する。

⑤ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者や
子ども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育
てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用
意することにより、子ども家庭相談体制の充実を図る。

(3) 実施方法

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとし
る。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が
必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一
時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等
を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当
たつて、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に
対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設に
おける第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上
等を図る。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断
などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。
エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの
権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や
死亡事例検証委員会、12の「評価・検証委員会」等を開催するに
当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

② 市町村との連携強化事業

都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB
等児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、
市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援
助技術等の提供を行う。

イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例な
どを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取
組に関する支援等を実施する。

③ 24時間・365日体制強化事業

ア 「24時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時
間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する24時間体制対応協
力員を時間外に配置する。

イ 「365日体制強化」については、各児童相談所が閉所している

療を要するため、医療機関への委託一時保護を行う場合があり、このよ
うな場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との
間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図
るための職員等（以下「医療連携支援コーディネーター」）を配置する。

⑤ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者や
子ども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育
てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用
意することにより、子ども家庭相談体制の充実を図る。

(3) 実施方法

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとし
る。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が
必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一
時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等
を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当
たつて、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に
対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設に
おける第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上
等を図る。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断
などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。
エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの
権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や
死亡事例検証委員会、12の「評価・検証委員会」等を開催するに
当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

② 市町村との連携強化事業

都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB
等児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、
市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援
助技術等の提供を行う。

イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例な
どを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取
組に関する支援等を実施する。

③ 24時間・365日体制強化事業

ア 「24時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時
間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する24時間体制対応協
力員を時間外に配置する。

イ 「365日体制強化」については、各児童相談所が閉所している

祝休日に行われる通告・相談に対応する365日体制対応協力を
 祝休日に配置する。
 ウ アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員
 を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に24時間体制対
 応協力員
 又は365日体制対応協力を配置する場合の体制強化について
 も対象とする。
 エ 24時間体制対応協力員及び365日体制対応協力員は、次のい
 ずれかに該当する者の中から任用するものとする。
 (ア) 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験の有する者
 (イ) 教員として従事した経験を有する者
 (ウ) 児童福祉司として従事した経験を有する者
 (エ) 児童心理司として従事した経験を有する者
 (オ) 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 (カ) 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する
 者
 (キ) 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の
 能力を有すると認められる者
 オ 留意事項
 (ア) 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることが
 ら、労働関係法規に留意すること。
 (イ) 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守ら
 なければならぬこと。
 (ウ) 相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる要件に鑑み、
 その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託す
 ること。
 (エ) 虐待対応における初動の重要性に鑑み、各都道府県等は夜間・
 休日の体制整備の一層の充実に努めること。
 ④ 医療連携支援コーディネーター配置事業
 児童相談業務に関し、実務経験のある児童相談所OBや保健師等を巡
 児童相談所等に配置し、年間を通じて医療機関や児童養護施設等を巡
 回させ、児童相談所職員とチームを組んで退院可能な子どもに対して
 速やかに適切な支援を提供するために児童相談所と医療機関・児童養
 護施設等の調整機能の強化に取り組みとともに、入院中の子どもに関
 し、入院中から一時保護解除後に向けた調整を行う。
 ⑤ SNS等相談事業
 SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施する
 とともに、必要に応じ相談員の専門性を向上させるための研修、事業
 を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技
 法の開発等を行う。
 相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及
 び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とする。こと。
 なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは

祝休日に行われる通告・相談に対応する365日体制対応協力を
 祝休日に配置する。
 ウ アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員
 を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に24時間体制対
 応協力員
 又は365日体制対応協力を配置する場合の体制強化について
 も対象とする。
 エ 24時間体制対応協力員及び365日体制対応協力員は、次のい
 ずれかに該当する者の中から任用するものとする。
 (ア) 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
 (イ) 教員として従事した経験を有する者
 (ウ) 児童福祉司として従事した経験を有する者
 (エ) 児童心理司として従事した経験を有する者
 (オ) 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 (カ) 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する
 者
 (キ) 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の
 能力を有すると認められる者
 オ 留意事項
 (ア) 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることが
 ら、労働関係法規に留意すること。
 (イ) 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守ら
 なければならぬこと。
 (ウ) 相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる要件に鑑み、
 その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託す
 ること。
 (エ) 虐待対応における初動の重要性に鑑み、各都道府県等は夜間・
 休日の体制整備の一層の充実に努めること。
 ④ 医療連携支援コーディネーター配置事業
 児童相談業務に関し、実務経験のある児童相談所OBや保健師等を巡
 児童相談所等に配置し、年間を通じて医療機関や児童養護施設等を巡
 回させ、児童相談所職員とチームを組んで退院可能な子どもに対して
 速やかに適切な支援を提供するために児童相談所と医療機関・児童養
 護施設等の調整機能の強化に取り組みとともに、入院中の子どもに関
 し、入院中から一時保護解除後に向けた調整を行う。
 ⑤ SNS等相談事業
 SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施する
 とともに、必要に応じ相談員の専門性を向上させるための研修、事業
 を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技
 法の開発等を行う。
 相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及
 び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とする。こと。
 なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは

異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修を行うなどして十分な相談体制を整えること。

また、SNS等を活用した相談について、次に掲げる内容を実施した場合は、それぞれ、国庫補助における基準額の加算の対象となる。
ア 同一機関において、子育てに悩める者や子ども本人からの相談に加え、DVに関する相談についても併せて対応している場合
イ 国のSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために外部委託等を行う場合

6 児童相談所設置促進事業

(1) 趣旨

児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。

これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促すものである。

また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

(2) 事業内容

ア 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

- ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。

イ 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員（以下「都道府県等代替職員」という。）を配置する。

(3) 実施方法

- ① 設置準備対応職員は、児童相談所を設置するまでの間に、設置準備に伴う事務手続、関係機関との連絡・調整、地域住民への説明会の準備等の事務を担うこと。
- ② 研修等代替職員は、職員を研修等に派遣している間の他、児童相談所の視察や児童相談所設置に向けた会議等に出席している間にも配置

異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修を行うなどして十分な相談体制を整えること。

なお、SNS等を活用した相談について、同一機関において、子育てに悩める者や子ども本人からの相談に加え、DVに関する相談についても併せて対応している場合、国庫補助における基準額の加算の対象となる。

6 児童相談所設置促進事業

(1) 趣旨

児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。

これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促すものである。

また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

(2) 事業内容

ア 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

- ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。

イ 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員（以下「都道府県等代替職員」という。）を配置する。

(3) 実施方法

- ① 設置準備対応職員は、児童相談所を設置するまでの間に、設置準備に伴う事務手続、関係機関との連絡・調整、地域住民への説明会の準備等の事務を担うこと。
- ② 研修等代替職員は、職員を研修等に派遣している間の他、児童相談所の視察や児童相談所設置に向けた会議等に出席している間にも配置

することができる。
 ③ 都道府県等代替職員は、市区に対して職員を派遣している間において、児童や保護者への支援その他児童相談所のケースワークに関する業務を行うこと。

7 一時保護専用施設改修費支援助事業

(1) 趣旨

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保する必要があることから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

(2) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(3) 留意事項

施設等の改修費用について、次世代育成支援対策施設整備交付金等の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

8 市町村相談体制整備事業

(1) 趣旨

平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。

これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

① 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

調整機関に配置される調整担当者、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

することができる。

③ 都道府県等代替職員は、市区に対して職員を派遣している間において、児童や保護者への支援その他児童相談所のケースワークに関する業務を行うこと。

7 一時保護専用施設改修費支援助事業

(1) 趣旨

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保する必要があることから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

(2) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(3) 留意事項

施設等の改修費用について、次世代育成支援対策施設整備交付金等の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

8 市町村相談体制整備事業

(1) 趣旨

平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。

これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

① 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

調整機関に配置される調整担当者、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業
児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点(以下「支援拠点」という。)を運営する。

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業
支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業、母子保健法(母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)による改正後の母子保健法)第17条の2に規定する産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業(支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるもの)に限り、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。)の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

(3) 実施方法

① 市町村スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務(危機判断とその対応(情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応)及び支援(調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等))に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括(協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等)、支援の実施状況の進行管理(関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等)及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 虐待対応強化支援員
虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。

(イ) 心理担当職員
心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業
児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点(以下「支援拠点」という。)を運営する。

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業
支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業、母子保健法(母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)による改正後の母子保健法)第17条の2に規定する産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業(支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるもの)に限り、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。)の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

(3) 実施方法

① 市町村スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務(危機判断とその対応(情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応)及び支援(調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等))に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括(協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等)、支援の実施状況の進行管理(関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等)及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 虐待対応強化支援員
虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。

(イ) 心理担当職員
心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

基本分

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づく支援拠点を運営するものとする。ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。

なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（支援拠点設置運営要綱別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せして配置する必要があることに留意すること。この場合において、上乘せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができる。最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

イ 夜間・土日開所加算

週40時間を標準とする開所時間帯を超えて平日の夜間や平日以外の日に運営を行う支援拠点については、別に定めるところにより、開所時間に応じて運営に係る経費を基本分の単価に加算することができる。

ウ 開設準備経費

新たに支援拠点を設置する際、開設の準備のために必要な費用（人件費及び改修費に限る。）を補助する。なお、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置される支援拠点とし、支援拠点1か所につき、補助は1度に限るものとする。

エ 弁護士・医師等配置加算

支援拠点における相談対応等の業務の実施において、法的な知見や医学的な知見を要する内容について、弁護士や医師等の専門的な知見を有する者（以下「弁護士・医師等」という。）から助言を得るため、弁護士・医師等の配置等を行い、体制の整備を図る支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。なお、助言を得る方法として、弁護士・医師等を職員として配置する方法のほか、弁護士・医師等又は弁護士・医師等を雇用する法人との間で、助言を得るための契約の締結等を行う方法も考えられる。

オ 地域活動等推進加算

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

基本分

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づく支援拠点を運営するものとする。

ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。

なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（支援拠点設置運営要綱別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せして配置する必要があることに留意すること。この場合において、上乘せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができる。最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

イ 夜間・土日開所加算

週40時間を標準とする開所時間帯を超えて平日の夜間や平日以外の日に運営を行う支援拠点については、別に定めるところにより、開所時間に応じて運営に係る経費を基本分の単価に加算することができる。

ウ 開設準備経費

新たに支援拠点を設置する際、開設の準備のために必要な費用（人件費及び改修費に限る。）を補助する。なお、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置される支援拠点とし、支援拠点1か所につき、補助は1度に限るものとする。

エ 弁護士・医師等配置加算

支援拠点における相談対応等の業務の実施において、法的な知見や医学的な知見を要する内容について、弁護士や医師等の専門的な知見を有する者（以下「弁護士・医師等」という。）から助言を得るため、弁護士・医師等の配置等を行い、体制の整備を図る支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。なお、助言を得る方法として、弁護士・医師等を職員として配置する方法のほか、弁護士・医師等又は弁護士・医師等を雇用する法人との間で、助言を得るための契約の締結等を行う方法も考えられる。

オ 地域活動等推進加算

(ア) 研修・広報啓発に関する取組
児童虐待の未然防止や早期発見には、行政機関による取組だけでなく、地域住民からの通告等も重要となることから、民生委員・児童委員を含め、地域住民に対して、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の対応等（通告や見守り等）について、研修の実施やセミナーの開催等による普及啓発活動の実施に取り組む支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。

(イ) 見守り活動等の推進に関する取組
要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもに関し、市町村の支援拠点において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該子どもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該子どもの居場所を確保し、食事の提供など、生活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求めると、民間団体を活用した見守り等を実施している支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の支援拠点の定めによるものとする。

(ウ) 通訳業務に関する取組
日本語以外の言語を話す外国人家庭に対する相談支援をより円滑に行うため、通訳に関する業務（人員の配置のほか、民間団体やICT機器の活用を含む。）を実施する支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業
ア 利用調整

相談者が育児に対する負担を感じている場合等で、支援拠点が作成する支援計画において、支援の内容として子育て支援事業の利用が含まれているケースについて、相談者が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、支援拠点が利用調整を行うことができる。この際、相談者は子育て支援事業の利用の必要性が認められない者であることを踏まえ、当該事業の利用料金の徴収は行わないこととする。また、支援拠点は、当該事業を実施した者から、子どもとの状況等について報告を受けることにより、状況の変化の有無の確認等を行う。

イ 子育て支援事業を行う者に対する補助
市町村は、本事業の実施に当たり、子育て支援事業を実施する者に対し、子育て支援事業の実施に必要な費用を補助する。ただし、当該補助に当たっては、市町村との連絡調整や実施状況の報告等に係る事務費については、基本分として別に定めるところとし、事務費以外の事業費については、加算分として別に定める

(ア) 研修・広報啓発に関する取組
児童虐待の未然防止や早期発見には、行政機関による取組だけでなく、地域住民からの通告等も重要となることから、民生委員・児童委員を含め、地域住民に対して、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の対応等（通告や見守り等）について、研修の実施やセミナーの開催等による普及啓発活動の実施に取り組む支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。

(イ) 見守り活動等の推進に関する取組
要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもに関し、市町村の支援拠点において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該子どもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該子どもの居場所を確保し、食事の提供など、生活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求めると、民間団体を活用した見守り等を実施している支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の支援拠点の定めによるものとする。

(ウ) 通訳業務に関する取組
日本語以外の言語を話す外国人家庭に対する相談支援をより円滑に行うため、通訳に関する業務（人員の配置のほか、民間団体やICT機器の活用を含む。）を実施する支援拠点については、別に定めるところにより、基本分の単価に加算することができる。

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業
ア 利用調整

相談者が育児に対する負担を感じている場合等で、支援拠点が作成する支援計画において、支援の内容として子育て支援事業の利用が含まれているケースについて、相談者が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、支援拠点が利用調整を行うことができる。この際、相談者は子育て支援事業の利用の必要性が認められない者であることを踏まえ、当該事業の利用料金の徴収は行わないこととする。また、支援拠点は、当該事業を実施した者から、子どもとの状況等について報告を受けることにより、状況の変化の有無の確認等を行う。

イ 子育て支援事業を行う者に対する補助
市町村は、本事業の実施に当たり、子育て支援事業を実施する者に対し、子育て支援事業の実施に必要な費用を補助する。ただし、当該補助に当たっては、市町村との連絡調整や実施状況の報告等に係る事務費については、基本分として別に定めるところとし、事務費以外の事業費については、加算分として別に定める

額を上限として補助するものとする。
なお、本事業の事業費の一部について、市町村が子ども・子育て支援交付金等による交付を受ける場合、その交付額を除いた額を本事業による国庫補助の対象経費とする。

9 未就園児等全戸訪問事業

(1) 趣旨

「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月19日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を毎年度、定期的に行うこととされていることを踏まえ、各市町村における継続的な取組を支援するもの。

(2) 事業内容

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況確認をできていない児童をリストアップし、当該児童を対象とした家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の状況確認を行う。

(3) 実施方法

確認対象児童の住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る養育環境等の状況確認を実施することとする。状況確認に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するとともに、必要に応じて、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を検討し、状況確認を実施すること。

10 子育て支援訪問事業

(1) 趣旨

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域における支援につなげられない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。

(2) 事業内容

支援が必要な家庭に対し、家庭訪問等を行い、育児用品等の配布を行うことを通じて、養育環境の把握を行うとともに、保護者の養育技術の習得の支援を行う。

(3) 実施方法

市町村において、関わりが必要と考えられる家庭のうち、行政機関や地域における支援につなげられない家庭の把握を行った上、当該家庭に対し、家庭訪問等により、本事業に趣旨に照らし、適当と考えられる育児用品等の配布を行う。この際、当該家庭の養育環境や保護者の養育技術の確認を行うとともに、支援のニーズを把握し、当該家庭に対する支援の内容を検討し、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会等を通じ

額を上限として補助するものとする。

なお、本事業の事業費の一部について、市町村が子ども・子育て支援交付金等による交付を受ける場合、その交付額を除いた額を本事業による国庫補助の対象経費とする。

9 未就園児等全戸訪問事業

(1) 趣旨

「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月19日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を毎年度、定期的に行うこととされていることを踏まえ、各市町村における継続的な取組を支援するもの。

(2) 事業内容

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況確認をできていない児童をリストアップし、当該児童を対象とした家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の状況確認を行う。

(3) 実施方法

確認対象児童の住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る養育環境等の状況確認を実施することとする。

10 子育て支援訪問事業

(1) 趣旨

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域における支援につなげられない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。

(2) 事業内容

支援が必要な家庭に対し、家庭訪問等を行い、育児用品等の配布を行うことを通じて、養育環境の把握を行うとともに、保護者の養育技術の習得の支援を行う。

(3) 実施方法

市町村において、関わりが必要と考えられる家庭のうち、行政機関や地域における支援につなげられない家庭の把握を行った上、当該家庭に対し、家庭訪問等により、本事業に趣旨に照らし、適当と考えられる育児用品等の配布を行う。この際、当該家庭の養育環境や保護者の養育技術の確認を行うとともに、支援のニーズを把握し、当該家庭に対する支援の内容を検討し、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会等を通じ

て、関係者や関係機関と連絡調整の上、支援を開始するものとする。
なお、育児用品等の配布について、上記の支援の対象となる家庭以外の家庭も含めて一斉に行うことを妨げるものではないが、本事業については、その趣旨に鑑み、支援が必要な家庭の把握や、養育環境等の確認、必要な支援につなげるための取組に要する費用を支援するものであり、その他の取組に要する費用は、補助対象とならない。

1 1 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもへの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB、児童相談所OB及び通訳などによる一時保護等対応協力を一時保護所等に配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護等対応協力を配置する。

- ① 学習指導協力員
保護している子ども個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。
- ② 障害等援助協力員
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。
- ③ トラブル対応協力員
混合での援助などからくる子ども間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。
- ④ 専門的ケア対応協力員
保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員
児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合の付添（医療機関への委託一時保護など、子どもが入院している場合に、病院内での付添や通常家庭が行う世話（洗濯物の回収等）や病院との連絡調整を含む。）や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。

なお、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から保護している子どもを原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する

て、関係者や関係機関と連絡調整の上、支援を開始するものとする。

なお、育児用品等の配布について、上記の支援の対象となる家庭以外の家庭も含めて一斉に行うことを妨げるものではないが、本事業については、その趣旨に鑑み、支援が必要な家庭の把握や、養育環境等の確認、必要な支援につなげるための取組に要する費用を支援するものであり、その他の取組に要する費用は、補助対象とならない。

1 1 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもへの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB、児童相談所OB及び通訳などによる一時保護等対応協力を一時保護所等に配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護等対応協力を配置する。

- ① 学習指導協力員
保護している子ども個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。
- ② 障害等援助協力員
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。
- ③ トラブル対応協力員
混合での援助などからくる子ども間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。
- ④ 専門的ケア対応協力員
保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員
児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合の付添（医療機関への委託一時保護など、子どもが入院している場合に、病院内での付添や通常家庭が行う世話（洗濯物の回収等）や病院との連絡調整を含む。）や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。

費用も補助対象とする。

⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）
 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。

(3) 実施方法
 一時保護等対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものとするが、必要に応じ、児童相談所に置くことや、一時保護委託先に派遣することもできる。

(4) 留意事項
 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。
 ③ (2)①の学習指導協力員が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。
 ④ 外部委託する場合には、上記①～③に掲げる留意事項に十分に留意し、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

1 2 官・民連携強化事業
 (1) 趣旨
 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。

(2) 事業内容
 ① 民間団体委託推進事業
 都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を合わせた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。
 ② 民間団体活動推進事業
 都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
 ③ 民間団体育成事業
 都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。
 ア 民間団体へのアドバイザーの派遣
 イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練

⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）
 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。

(3) 実施方法
 一時保護等対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものとするが、必要に応じ、児童相談所に置くことや、一時保護委託先に派遣することもできる。

(4) 留意事項
 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。
 ③ (2)①の学習指導協力員が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。
 ④ 外部委託する場合には、上記①～③に掲げる留意事項に十分に留意し、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

1 2 官・民連携強化事業
 (1) 趣旨
 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。

(2) 事業内容
 ① 民間団体委託推進事業
 都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を合わせた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。
 ② 民間団体活動推進事業
 都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
 ③ 民間団体育成事業
 都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。
 ア 民間団体へのアドバイザーの派遣
 イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練

<p>ウ その他民間団体の育成に資する取組</p> <p>④ 指導委託促進事業 児童福祉法第27条第1項第3号又は同条第2項に基づく児童福祉施設等への入所措置を行った子どもが当該施設等を退所する場合において、当該施設の職員が継続的に関わることが適当と考えられる場合や、児童福祉施設等に通所している子どもについて、当該施設等の職員が家庭への支援を行うことが適当と考えられる場合等において、児童福祉法第26条第1項第2号に基づき、児童相談所が児童福祉施設等に保護者等への指導を委託し、当該施設等が必要な指導を行うとともに、子どもや保護者の状況等を定期的に児童相談所に報告を行う。</p> <p>(3) 留意事項 (2) ④の指導委託促進事業について、児童家庭支援センター運営等事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。</p>	<p>ウ その他民間団体の育成に資する取組</p> <p>④ 指導委託促進事業 児童福祉法第27条第1項第3号又は同条第2項に基づく児童福祉施設等への入所措置を行った子どもが当該施設等を退所する場合において、当該施設の職員が継続的に関わることが適当と考えられる場合や、児童福祉施設等に通所している子どもについて、当該施設等の職員が家庭への支援を行うことが適当と考えられる場合等において、児童福祉法第26条第1項第2号に基づき、児童相談所が児童福祉施設等に保護者等への指導を委託し、当該施設等が必要な指導を行うとともに、子どもや保護者の状況等を定期的に児童相談所に報告を行う。</p> <p>(3) 留意事項 (2) ④の指導委託促進事業について、児童家庭支援センター運営等事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。</p>
<p>1.3 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うことや、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行うものである。</p>	<p>1.3 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うことや、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行うものである。</p> <p>また、児童福祉法第12条第6項に基づき、児童相談所は業務の質の向上を行うこととその他の必要な措置を講ずることにより業務の質の向上に努めなければならないこととされている。そのため、民間団体から第三者評価を受けることにより、より効果的な質の向上を図るものである。</p>
<p>(2) 構成員 委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</p>	<p>(2) 事業内容 ①死亡事例等検証委員会 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。 ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。） イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p>
<p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。 ① 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。） ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p>	<p>(3) 事業内容 検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。 ① 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。） ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</p>

ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
委員会
ウ及びエに基づき再発防止策の取組状況の評価・助言
オ ウ及びエに基づき報告書の作成、公表

また、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の4に規定する者や、
児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整
機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を
有する者とする。

②民間団体による児童相談所の第三者評価
児童相談所の第三者評価を実施するにあたっては、以下の内容等を実
施する。

ア 「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2
年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価
に関する調査研究(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)」等も
踏まえ、第三者評価を受審する。

イ 第三者評価は都道府県等が評価を適切に実施できると認める民間団
体に依頼する。

ウ 児童相談所は評価結果を踏まえ、業務や体制の見直しを図り、業務
の質の向上に努めること。

オ 評価結果は、都道府県等のホームページ等で原則公表すること。た
だし、個人情報や職員が特定されないように留意すること。

(3) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(2)①の事業内容を
実施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第
1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの
工夫をされたい。

14 未成年後見人支援事業

(1) 趣旨

未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等
の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っ
ており、子どもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このた
め、児童相談所長は、親権を行う者がいない子ども等について、その福
祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の
請求を行うとともに、未成年後見人を必要とする子ども等の把握に努め
ることが重要である。

本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援す
ること、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の
支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。

(2) 事業内容

① 未成年後見人の報酬補助事業(以下「報酬補助事業」という。)

③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施
委員会
④ ③及び④に基づき再発防止策の取組状況の評価・助言
⑤ ③及び④に基づき報告書の作成、公表

(4) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実
施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1
の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工
夫をされたい。

14 未成年後見人支援事業

(1) 趣旨

未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等
の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っ
ており、子どもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このた
め、児童相談所長は、親権を行う者がいない子ども等について、その福
祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の
請求を行うとともに、未成年後見人を必要とする子ども等の把握に努め
ることが重要である。

本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援す
ること、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の
支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。

(2) 事業内容

① 未成年後見人の報酬補助事業(以下「報酬補助事業」という。)

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。

② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。）

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。

(3) 共通項目

① 対象とする未成年後見人
報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる未成年後見人は、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（但し、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること

イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親（以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。）が未成年後見人となつた場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の目立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

② 対象期間等

ア 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が1.8歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。イ 児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

(ア) 児童相談所が把握している児童であること。
(イ) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。

(ウ) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。

② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。）

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。

(3) 共通項目

① 対象とする未成年後見人
報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる未成年後見人は、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（但し、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること

イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親（以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。）が未成年後見人となつた場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の目立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

② 対象期間等

ア 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が2.0歳に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は1年に1回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。イ 児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

(ア) 児童相談所が把握している児童であること。
(イ) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。

(ウ) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

(4) 報酬補助事業の申請等
 ① 報酬補助事業の申請者
 (3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。
 なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続の勧奨等に係る取組を行うこと。
 ② 申請方法
 (4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。
 ③ 報酬額
 1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)
 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は、被後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)とする。
 また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。
 ④ その他
 本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。
 (5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等
 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者
 都道府県等が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。
 ② 損害賠償保険料
 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料
 ア 未成年後見人の賠償責任保険
 1人あたり年額5,210円
 イ 被後見人の傷害保険
 1人あたり年額7,680円
 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。
 また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会に

(4) 報酬補助事業の申請等
 ① 報酬補助事業の申請者
 (3) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。
 なお、法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続の勧奨等に係る取組を行うこと。
 ② 申請方法
 (4) ①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第33条の8の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。
 ③ 報酬額
 1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)
 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は、被後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円)×12月)とする。
 また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で補助を行う。
 ④ その他
 本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。
 (5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等
 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者
 都道府県等が(3)①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。
 ② 損害賠償保険料
 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料
 ア 未成年後見人の賠償責任保険
 1人あたり年額5,210円
 イ 被後見人の傷害保険
 1人あたり年額7,240円
 なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。
 また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会に

<p>③ おいて別に定めるものとする。 損害賠償保険の補償限度額 1 事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。 ア 未成年後見人業務の補償限度額 (ア) 対人事故 1億円(免責金額 1,000円) (イ) 対物事故 1億円(免責金額 10,000円) (ウ) 純粋経済損害 200万円(免責金額 10,000円) (エ) 人格権侵害 200万円(免責金額 10,000円) イ 被後見人の補償限度額 (ア) 後遺障害 300万円 (イ) 入院 1日につき1,000円 (ウ) 通院 1日につき500円 (エ) 日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円) ④ その他 児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確保対策事業の実施について」に定める『身元保証人確保対策事業』を活用すること。</p>	<p>③ おいて別に定めるものとする。 損害賠償保険の補償限度額 1 事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。 ア 未成年後見人業務の補償限度額 (ア) 対人事故 1億円(免責金額 1,000円) (イ) 対物事故 1億円(免責金額 10,000円) (ウ) 純粋経済損害 200万円(免責金額 10,000円) (エ) 人格権侵害 200万円(免責金額 10,000円) イ 被後見人の補償限度額 (ア) 後遺障害 300万円 (イ) 入院 1日につき1,000円 (ウ) 通院 1日につき500円 (エ) 日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円) ④ その他 児童養護施設等を退所した子ども等に対する就職やアパート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確保対策事業の実施について」に定める『身元保証人確保対策事業』を活用すること。</p>
<p>15 児童の安全確認等のための体制強化事業 (1) 趣旨 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することを目的とする。 (2) 事業内容 次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。 ① 安全確認等対応職員 児童虐待の通告のあった子どもについても、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っている子どもについても、定期的な状況確認を行う。 ② 事務処理対応職員 児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。 (3) 実施方法 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。 特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。 (4) 留意事項 ① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行することにふさわしいと考える者を充てること。 ② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週28時間程</p>	<p>15 児童の安全確認等のための体制強化事業 (1) 趣旨 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することを目的とする。 (2) 事業内容 次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。 ① 安全確認等対応職員 児童虐待の通告のあった子どもについても、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っている子どもについても、定期的な状況確認を行う。 ② 事務処理対応職員 児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。 (3) 実施方法 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。 特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。 (4) 留意事項 ① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行することにふさわしいと考える者を充てること。 ② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週28時間程</p>

度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。

③ 外部委託する場合には、業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

16 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

- (1) 趣旨
 子どもの権利を保障するため、都道府県等が設置する児童福祉審議会や民間団体等を活用した子どもの意見表明及び関係機関の申立・申し出の仕組みを構築することを目的とする。
- (2) 実施方法
 「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～」(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体」として参考となるガイドラインに関する調査報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)等を踏まえ、子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築し、その評価を行う。
- 事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成し、振り返りを行う。

(3) 報告
事業実施年度の翌年度4月末までに(2)で作成した報告書を厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課に提出する。

17 虐待防止のための情報共有システム構築事業

- (1) 趣旨
 都道府県及び市町村が把握している要保護児童、要支援児童及び特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報について、情報共有を行うためのシステムを整備し、児童相談所と市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うことを目的とする。
- (2) 実施方法
 都道府県及び市町村は、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」(令和2年2月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき要保護児童等に関する情報共有システムを導入し、自治体間における要保護児童等に関する情報共有を行う。なお、当該システムを導入する際、既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、当該システムを円滑に利用するために必要な費用(当該システムを導入するための準備行為を含む。)についても、補助の対象となる。

18 児童虐待防止等のための広報啓発等事業

- (1) 趣旨
 各都道府県等において、児童虐待防止及びバングケアラー認知度向上

度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。

③ 外部委託する場合には、業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

16 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

- (1) 趣旨
 子どもの権利を保障するため、都道府県等が設置する児童福祉審議会等を活用した子どもの意見表明及び関係機関の申立・申し出の仕組みを構築することを目的とする。
- (2) 実施方法
 「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～」(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体」として参考となるガイドラインに関する調査報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)等を踏まえ、子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築し、その評価を行う。
- 事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成し、振り返りを行う。

17 虐待防止のための情報共有システム構築事業

- (1) 趣旨
 都道府県及び市町村が把握している要保護児童、要支援児童及び特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報について、情報共有を行うためのシステムを整備し、児童相談所と市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うことを目的とする。
- (2) 実施方法
 都道府県及び市町村は、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」(令和2年2月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき要保護児童等に関する情報共有システムを導入し、自治体間における要保護児童等に関する情報共有を行う。なお、当該システムを導入する際、既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、当該システムを円滑に利用するために必要な費用(当該システムを導入するための準備行為を含む。)についても、補助の対象となる。

18 児童虐待防止のための広報啓発等事業

- (1) 趣旨
 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加し

